

水道事業料金改定について

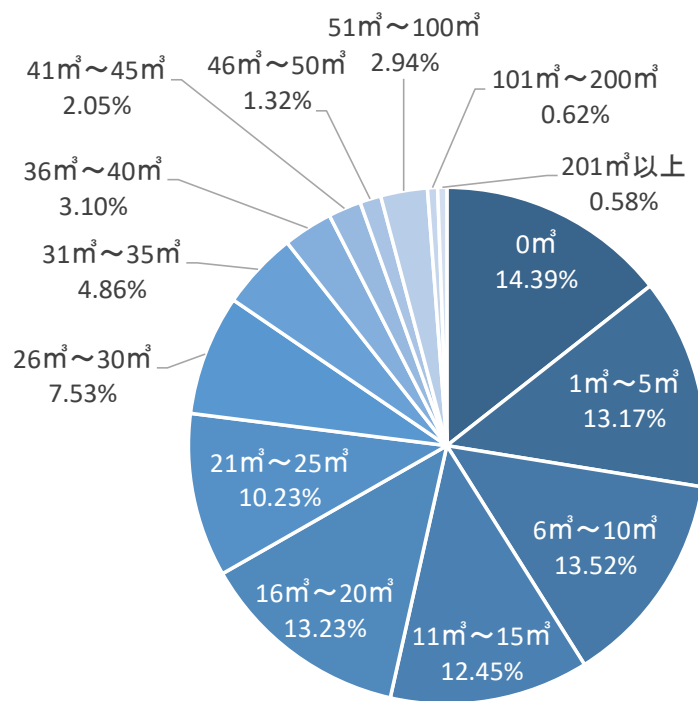
改定日(案): 令和7年4月1日

8月議会全員協議会での主な意見

- 1.水量別使用料構成比の提示
- 2.使用量の多い使用者から、多くの料金を徴収する逦増型の導入、一律単価の検討
- 3.使用料 20m^3 の水道使用料金を4,000円(税込み)未満に抑制
- 4.集会所や墓地などの軽減措置や補助金の検討

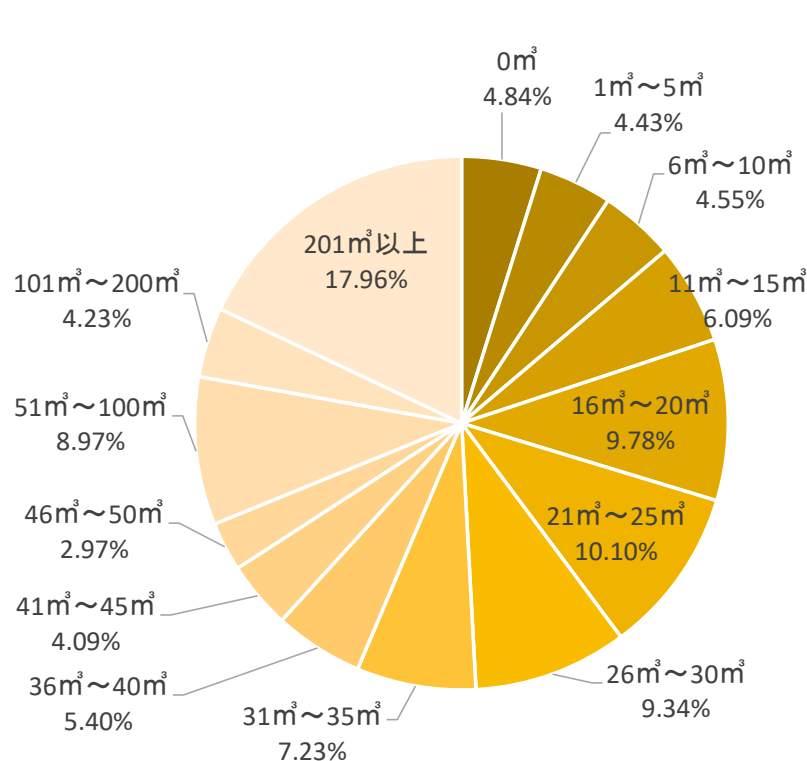
水量別使用件数・水道料金の構成

水量別使用件数構成比



令和4年度月平均

水量別使用料構成比



令和4年度実績

※ 漏水による減免により、決算額とは一致しない。

逦増型料金の検討について

検討案の設定条件

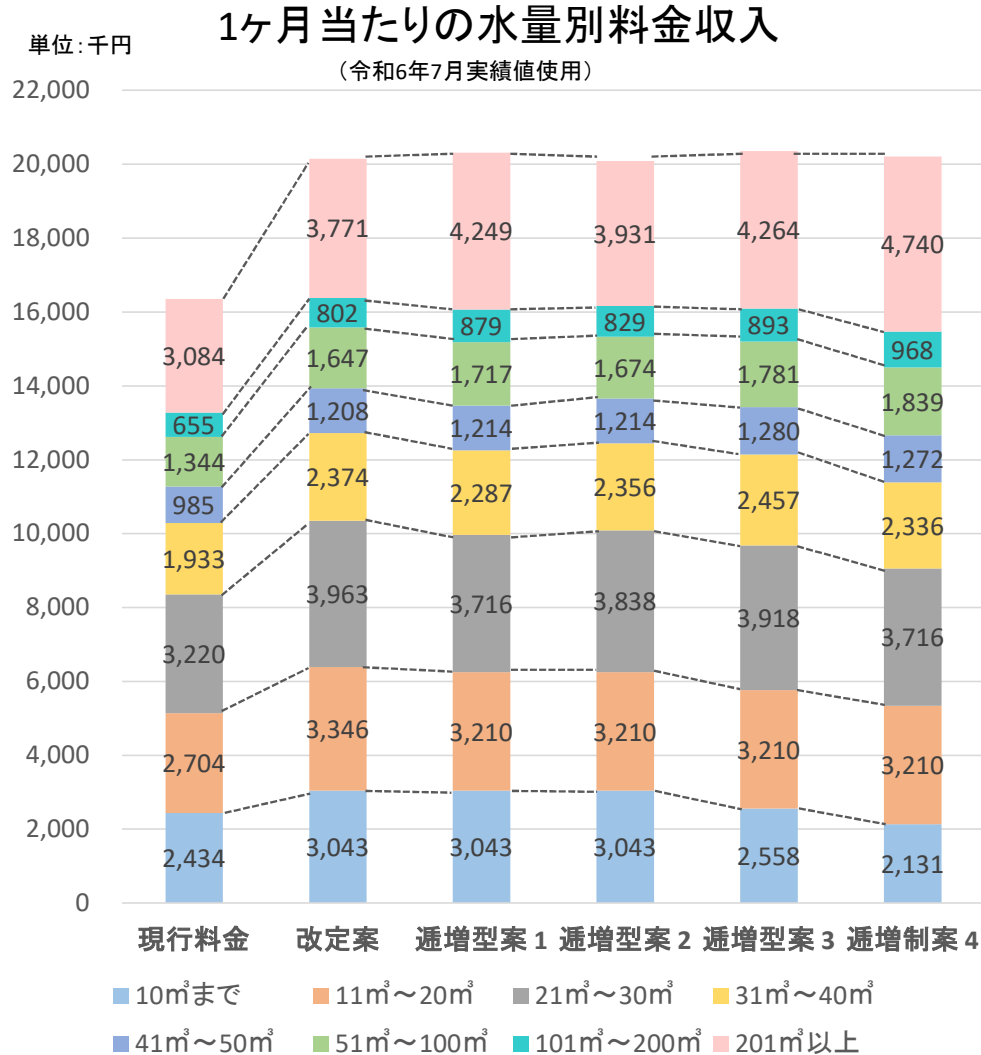
1. 使用料10m³の水道使用料金を、施設更新実施時における国庫補助事業で交付率の良い事業を受けることができる1,650円(税込み)とする。
2. 使用料20m³の水道使用料金を、議会全員協議会で提案があった4,000円(税込み)未満に抑制する。
3. 料金収入は、改定案とほぼ同額となるように合わせる。

料金表(案)

(税込み)

	基本水量	基本料金	従量料金						
			10m ³ まで	6m ³ ～10m ³	11m ³ ～20m ³	11m ³ ～30m ³	11m ³ 以上	21m ³ 以上	31m ³ 以上
現行料金	10m ³	1,320円	—	—	—	—	198円	—	—
改定案	10m ³	1,650円	—	—	—	—	242円	—	—
逦増制案1	10m ³	1,650円	—	—	—	220円	—	—	275円
逦増制案2	10m ³	1,650円	—	—	220円	—	—	253円	—
逦増制案3	5m ³	1,320円	—	66円	220円	—	—	275円	—
逦増制案4	—	880円	77円	—	—	220円	—	—	308円

料金体系 検討シミュレーション



使用量100m³を超える使用者の種別件数

調定件数(4,314件)

201m³以上	27
101m³～200m³	24
51m³～100m³	116
41m³～50m³	120
31m³～40m³	310
21m³～30m³	755
11m³～20m³	1,118
10m³まで	627
5m³まで	581
0m³	636

使用者種別	件数
医療機関・高齢者福祉施設	12
保育園・小中高等学校	11
指定管理施設	5
一般家庭	4
小売店・ホテル等事業者	4
工場	4
畜産・養鶏事業者	3
アパート等集合住宅	3
官公庁	3
飲食店	2

参考資料 料金早見表（税込み）

（使用水量60m³を超えるものについては、抜粋。）

水量	現行料金	改定案	逓増型 1	逓増型 2	逓増型 3	逓増型 4
0	1,320	1,650	1,650	1,650	1,320	880
1	1,320	1,650	1,650	1,650	1,320	957
2	1,320	1,650	1,650	1,650	1,320	1,034
3	1,320	1,650	1,650	1,650	1,320	1,111
4	1,320	1,650	1,650	1,650	1,320	1,188
5	1,320	1,650	1,650	1,650	1,320	1,265
6	1,320	1,650	1,650	1,650	1,386	1,342
7	1,320	1,650	1,650	1,650	1,452	1,419
8	1,320	1,650	1,650	1,650	1,518	1,496
9	1,320	1,650	1,650	1,650	1,584	1,573
10	1,320	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
11	1,518	1,892	1,870	1,870	1,870	1,870
12	1,716	2,134	2,090	2,090	2,090	2,090
13	1,914	2,376	2,310	2,310	2,310	2,310
14	2,112	2,618	2,530	2,530	2,530	2,530
15	2,310	2,860	2,750	2,750	2,750	2,750
16	2,508	3,102	2,970	2,970	2,970	2,970
17	2,706	3,344	3,190	3,190	3,190	3,190
18	2,904	3,586	3,410	3,410	3,410	3,410
19	3,102	3,828	3,630	3,630	3,630	3,630
20	3,300	4,070	3,850	3,850	3,850	3,850
21	3,498	4,312	4,070	4,103	4,125	4,070
22	3,696	4,554	4,290	4,356	4,400	4,290
23	3,894	4,796	4,510	4,609	4,675	4,510
24	4,092	5,038	4,730	4,862	4,950	4,730
25	4,290	5,280	4,950	5,115	5,225	4,950
26	4,488	5,522	5,170	5,368	5,500	5,170
27	4,686	5,764	5,390	5,621	5,775	5,390
28	4,884	6,006	5,610	5,874	6,050	5,610
29	5,082	6,248	5,830	6,127	6,325	5,830
30	5,280	6,490	6,050	6,380	6,600	6,050

水量	現行料金	改定案	逓増型 1	逓増型 2	逓増型 3	逓増型 4
31	5,478	6,732	6,325	6,633	6,875	6,358
32	5,676	6,974	6,600	6,886	7,150	6,666
33	5,874	7,216	6,875	7,139	7,425	6,974
34	6,072	7,458	7,150	7,392	7,700	7,282
35	6,270	7,700	7,425	7,645	7,975	7,590
36	6,468	7,942	7,700	7,898	8,250	7,898
37	6,666	8,184	7,975	8,151	8,525	8,206
38	6,864	8,426	8,250	8,404	8,800	8,514
39	7,062	8,668	8,525	8,657	9,075	8,822
40	7,260	8,910	8,800	8,910	9,350	9,130
41	7,458	9,152	9,075	9,163	9,625	9,438
42	7,656	9,394	9,350	9,416	9,900	9,746
43	7,854	9,636	9,625	9,669	10,175	10,054
44	8,052	9,878	9,900	9,922	10,450	10,362
45	8,250	10,120	10,175	10,175	10,725	10,670
46	8,448	10,362	10,450	10,428	11,000	10,978
47	8,646	10,604	10,725	10,681	11,275	11,286
48	8,844	10,846	11,000	10,934	11,550	11,594
49	9,042	11,088	11,275	11,187	11,825	11,902
50	9,240	11,330	11,550	11,440	12,100	12,210
51	9,438	11,572	11,825	11,693	12,375	12,518
52	9,636	11,814	12,100	11,946	12,650	12,826
53	9,834	12,056	12,375	12,199	12,925	13,134
54	10,032	12,298	12,650	12,452	13,200	13,442
55	10,230	12,540	12,925	12,705	13,475	13,750
56	10,428	12,782	13,200	12,958	13,750	14,058
57	10,626	13,024	13,475	13,211	14,025	14,366
58	10,824	13,266	13,750	13,464	14,300	14,674
59	11,022	13,508	14,025	13,717	14,575	14,982
60	11,220	13,750	14,300	13,970	14,850	15,290

水量	現行料金	改定案	逓増型 1	逓増型 2	逓増型 3	逓増型 4
65	12,210	14,960	15,675	15,235	16,225	16,830
70	13,200	16,170	17,050	16,500	17,600	18,370
75	14,190	17,380	18,425	17,765	18,975	19,910
80	15,180	18,590	19,800	19,030	20,350	21,450
85	16,170	19,800	21,175	20,295	21,725	22,990
90	17,160	21,010	22,550	21,560	23,100	24,530
95	18,150	22,220	23,925	22,825	24,475	26,070
100	19,140	23,430	25,300	24,090	25,850	27,610
200	38,940	47,630	52,800	49,390	53,350	58,410
300	58,740	71,830	80,300	74,690	80,850	89,210
400	78,540	96,030	107,800	99,990	108,350	120,010
500	98,340	120,230	135,300	125,290	135,850	150,810
600	118,140	144,430	162,800	150,590	163,350	181,610
700	137,940	168,630	190,300	175,890	190,850	212,410
800	157,740	192,830	217,800	201,190	218,350	243,210
900	177,540	217,030	245,300	226,490	245,850	274,010
1,000	197,340	241,230	272,800	251,790	273,350	304,810
1,250	246,840	301,730	341,550	315,040	342,100	381,810
1,500	296,340	362,230	410,300	378,290	410,850	458,810
1,750	345,840	422,730	479,050	441,540	479,600	535,810
2,000	395,340	483,230	547,800	504,790	548,350	612,810
2,250	444,840	543,730	616,550	568,040	617,100	689,810
2,500	494,340	604,230	685,300	631,290	685,850	766,810

※  で示した逓増型
料金は、改定案より使用料
金が同額又は、低廉化され
ている。

逓増型料金では、使用水量の少ない使用者の料金は低廉化されるが、使用水量の多い使用者の負担が大きくなります。

本町の使用水量の多い使用者の約23.5%は、医療機関・高齢者福祉施設です。

料金改定(案)

改定案(月額)(税込)

基本料金改定率	25%
従量料金改定率	22%
基本料金	1,650円
従量料金	242円

水道料金抜粋(月額)(税込)

使用水量	現行料金	改定後料金	差額
基本料金(使用水量10m ³ まで)	1,320円	1,650円	330円
15m ³	2,310円	2,860円	550円
20m ³	3,300円	4,070円	770円
25m ³	4,290円	5,280円	990円
30m ³	5,280円	6,490円	1,210円
35m ³	6,270円	7,700円	1,430円
40m ³	7,260円	8,910円	1,650円
45m ³	8,250円	10,120円	1,870円
50m ³	9,240円	11,330円	2,090円

逦増制について検討した結果、使用水量の少ない使用者の料金は低廉化されますが、使用水量の多い使用者の負担が大きくなります。本町では他市町のような大きな工場や大型商業施設もなく、逦増制を用いた場合、医療機関・高齢者福祉施設、畜産・養鶏事業者など、町民の日常生活に密接に関連する事業者や地域産業の担い手の方にさらなる負担を求めることとなります。

本町の地域実情を踏まえると従量料金体系は逦増型料金ではなく、1m³あたりの単価は使用量の多寡に関わらず均一である単純均一料金が望ましいと判断し、料金改定については前回の提案どおりの改定案といたしたい。

集会所や墓地などの軽減措置の検討について

1.経緯

簡易水道事業として特別会計で事業を行っていた際には、集会所や墓地などの町民が共同で使用するものについては、公益性があるものとして、水道料金を無償としておりました。

しかし、水道事業に移行し、公営企業として独立採算の原則による事業運営を行うことが求められたことにより、事業に係る費用は使用者に負担していただくとの考えから、平成29年10月に開催された区長連絡員会議において説明、承諾をいただき、同年12月に開催した議会全員協議会にて報告し、平成30年4月分から集会所と墓地などの水道料金を徴収することとなりました。

2.今後の方針(案)

集会所や墓地などの水道料金を軽減できないかとのご意見をいただき、検討を行いましたが、水道事業が公営企業として独立採算の原則による事業経営を求められていることに変わりはないことから、今回の料金改定に併せた集会所や墓地などの料金の減免措置は行わず、料金を徴収する方針を継承することといたしたい。

逦増型料金について(参考)

逦増型料金とは、従量料金の特別な措置と位置づけられており、使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が段階的に高くなる料金体系のことです。

水需要の逼迫に対して新規水源の確保が困難である場合には**需要の抑制**が必要となること、衛生水準の向上に向けた**生活用水の低廉化の要請**などの政策的配慮もあり、昭和40年代以降、多くの水道事業体で**導入が進みました**。

しかし、人口減少時代の到来、大口需要者の節水の浸透や節水型機器の普及等により、水需要は横ばいから減少傾向に推移するなど、**逦増型料金が導入された当時とは大きく状況が変化**しています。

このことから、少量使用者にもコストに見合った負担を求めるとともに、最高単価を引き下げることによって**逦増度を緩和し、料金体系を全体としてフラット化**していくことが求められています。

参考資料(公益社団法人 日本水道協会 平成29年3月23日発行 水道料金改定業務の手引きより)

従量制と逦増型のイメージ図

